

## 過去に請求方法について電話照会のあった事例をまとめました。

※この資料は平成24年3月末日時点のものであり、また、回答の一部について、静岡県独自の運用・取扱いもございます。  
国からの通知や制度改正により、変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

### 給付管理票と明細書の作成について

NO.	サービス種類	項目	質問	回答
1	居宅介護支援 (予防含む)	月途中の居宅介護 支援事業所変更	月の途中で居宅支援事業所に変更があった場合、居宅介護支援費はどちらが請求を行うのか。また、介護度に変更があった場合の支援費はどのように請求すればよいか。	月末時点での居宅介護支援事業所が給付管理票を作成し、居宅介護支援費の請求を行う。 なお、支援費は月末における要介護度区分に応じた報酬を請求する。 また、給付管理票の限度基準額は、区分変更前後のいずれか高い方を記載する。
2	居宅介護支援 (予防含む)	月途中の支援から 介護への介護度変更	月の途中で「要支援」から「要介護」へ区分変更した場合、その月の居宅介護支援費はどのように請求するのか。	月末に介護支援業務を行う居宅介護支援事業所が給付管理票・居宅介護支援費を作成し請求を行う。 (ただし小規模多機能居宅事業所及び介護予防小規模多機能居宅事業所を除く。) また要介護へ区分変更したが要介護での利用がなかった場合は、地域包括支援センターが給付管理票・介護予防支援費を作成し請求を行う。
3	居宅介護支援 (予防含む)	月途中の転出	月の途中で引越し等で保険者が変更(A市→B市)になった場合、給付管理票はどのように作成すれば良いか。	保険者が変更になった場合、被保険者番号も変更となるため、それぞれの保険者での給付管理票を作成する。
4	居宅介護支援 (予防含む)	入院中の介護度変更	区分変更の申請をしていた被保険者(要支援)が医療機関に入院し、入院中に要介護に変更された場合、給付管理票はどのように作成すれば良いか。	要介護に変更された時は入院中であるため、介護サービスの利用は無いと考えられる。したがって、当該月の入院前のサービス分については、地域包括支援センターで作成する。
5	居宅介護支援 (予防含む)	月途中の保険者変更時の加算	月の途中で保険者の変更があり、それぞれの保険者においてサービスが継続している場合、居宅介護支援費における「ア_認知症加算」「イ_独居高齢者加算」「ウ_特定事業所加算」についてそれぞれ加算はどのように請求するのか。 ①変更前の保険者 ②変更後の保険者 ③それぞれの保険者	本体報酬がそれぞれ算定可能であり、③それぞれの保険者で算定となる。